

# このごみ どんなふうにごみ 捨てたらいいの？

## ごみの 分別方法

市では、ごみの減量化とリサイクルの推進を目的としてごみの分別収集をしています。ごみの分別・搬出方法は「資源・ごみ分別ガイドブック（平成22年4月配布）」、「収集日程などは「収集カレンダー」「収集日程表」などでお知らせしています。

### 集積場で収集できるもの

#### ～伊賀北部～

- 可燃ごみ：伊賀市指定ごみ袋で出す。生ごみ、紙くず・布切れ、おむつ、草・落ち葉
- 可燃性粗大ごみ：大きいものは50cm以下に切り、ひもでしばって出す。靴類、布団、カーペット類、硬質プラスチック、すだれ、剪定くず（直径10cm以上は割る）、ビデオテープ（金属をはずす。中の磁気テープを短く切る。）
- 資源ごみ
- ①容器包装プラスチック：透明または白色半透明の袋で出す。カップ・パック類、トレイ類、ふた・キャップ類、ネット類、緩衝材類（商品保護用）
- ②紙・布類：紙類は種類別に分けてひもでしばる。布類は透明または白色半透明の袋で出す。
- ③びん類：無色透明と有色に色分けをして回収箱に出す。
- ④金属類：大きいものは袋不要。釘・針・包丁などの危険物は缶の容器に入れるか厚紙に包み「キケン」と表示する。



工貝類は1回の排出につき1個まで。

- ⑤ペットボトル：中を水洗いし、回収容器に出す。キャップとラベルは「容器包装プラスチック」に出す。
- ⑥金属粗大：大きいものは袋不要。スプレー缶、カセットボンベなどは使い切ってから必ず穴を開けガスを抜く。ファンヒーター・ストーブなどは燃料や電池を必ず抜き取る。



### 集積場で収集できるもの

#### ～伊賀南部～

- 燃やすごみ：伊賀市青山区域指定ごみ袋で出す。生ごみ、紙くず、靴・かばん類、草・落ち葉、繊維類（作業着・靴下・クッションなど）、小さな木製品
- 燃やさないごみ：透明または黒以外の半透明の袋に、マジックで「フ」と書いて出す。
- ガラス・陶磁器類、商用品プラスチック類、小型電化製品（刃物やガラスの破片などは紙に包み「キケン」と表示する。）
- ライター：必ずガスを抜いて資源収集日に「ライター回収容器」に入れる。



■容器包装プラスチック：透明または黒以外の半透明の袋で出す。

- 容器類・カップ・パック類、チューブ類、ポリ袋・ラップ類、ボトル類、ふた・キャップ類

■資源：資源のステーションに出す。

- ①びん類：透明びん・茶びん・そのほかの色のびんに分けて、色別のカゴへ出す。
- ②缶類（アルミ缶およびスチール缶）：中を水洗いしてから出す。スプレー缶、カセットボンベは穴を開け、ガスを抜いてから「スプレー缶」のカゴへ出す。
- ③ペットボトル：中を水洗いして出す。キャップとラベルは「容器包装プラスチック」に分別する。
- ④白色食品トレイ：水洗いして出す。
- ⑤古紙・古布：紙類は種類別に分けてひもでしばる。繊維類は透明または黒以外の半透明の袋で出す。



■粗大ごみ：電話申し込みによる有料収集（粗大ごみ受付センター ☎64・8700）（直接搬入可）

- 掃除機、電子レンジなどの電化製品、家具・寝具類、自転車、ストーブ、スーツケース

**処理施設へ直接持ち込み、処理するもの**  
処理手数料が必要です。集積場の分別種類と同様に分別してから持ち込んでください。  
※一般廃棄物（家庭から出たごみ）に限ります。  
【伊賀北部】さくらリサイクルセンター（☎20-9272）：可燃ごみ・可燃性粗大ごみ、資源ごみ、ガラスくず・せとの、スーツケース・ゴルフバックなどの処理困難物、畳（居住地区自治会長の証明が必要）  
**不燃物処理場（☎23-8991）**：土砂・瓦・レンガ・タイル・コンクリートなどの不燃物  
【伊賀南部】  
伊賀南部クリーンセンター（☎53-1120）：燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源

**市で収集・処理できないもの**  
処理方法は「資源・ごみ分別ガイドブック」を参照してください。  
①家電リサイクル法対象商品  
テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機  
※伊賀南部は収集可（有料）  
②家庭用パソコン  
③オートバイ・バイク  
④その他、処理できない廃棄物  
農業用資材、タイヤ、バッテリー、廃油、ペンキ、消火器、ガスボンベ、産業廃棄物など

### 問い合わせ

- 【伊賀北部】清掃事業課 ☎20・1050  
伊賀支所住民福祉課 ☎45・9104  
島ヶ原支所住民福祉課 ☎59・2109  
阿山支所住民福祉課 ☎43・0333  
大山田支所住民福祉課 ☎47・1163
- 【伊賀南部】  
青山支所住民福祉課 ☎52・3227  
伊賀南部環境衛生組合 ☎53・1120

※指定ごみ袋以外で出すごみ・資源は必ず容量45ℓ以下のごみ袋で出してください。

# 納税通知書用封筒に

# 広告を載せませんか？



【対象者】 民間事業者および公共的団体

【掲載箇所】 封筒の裏面

【募集枠】 各封筒につき1枠

【広告の規格】

大きさは縦70mm×横80mm、色は黒一色、広告主の名称と連絡先を明記したもの。なお、原稿はeps形式の電子データにより作成してください。

【募集する封筒の種類と広告掲載料】

名称	送付先	発送時期	発送数(予定)	広告掲載料
市民税・県民税納税通知書用封筒	市民税・県民税の納税者のうち、普通徴収による納税者	平成23年6月中旬	約15,000通	15,000円
軽自動車税納税通知書用封筒	軽自動車税の納税者	平成23年5月上旬	約40,000通	40,000円
固定資産税納税通知書用封筒	固定資産税の納税者	平成23年4月上旬	約38,000通	38,000円

※広告掲載料には消費税および地方消費税を含みます。

※この発送時期以降、約1年間に随時発送することがあります。

【申込方法】

納税通知書用封筒広告掲載申込書(様式第1号)に必要な事項を記入の上、次の3点の資料を添付し、申込締切日までに課税課へ持参してください。郵送・FAX・Eメールなどでの提出は不可とします。なお、申込書は課税課に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

- ① 広告の原稿を紙に印刷したもの、またはその形状および内容を示す書類
- ② 事業者の事業の概要がわかる書類
- ③ 伊賀市の市税完納証明書(申し込み日前3カ月以内の証明日のものに限る。)ただし、伊賀市において市税完納証明書を発行できない場合は、これに替えて同意書(様式第2号)を添付してください。

【申込期間】

11月1日(月)～30日(火)

【掲載の決定方法】

申し込みをされた広告の内容を審査し、掲載することが適当と認められる申込者の中から、市内に本店、支店、営業所などを有する者を優先し、先着順により決定します。

【その他】

募集に関する詳細については、「伊賀市納税通知書用封筒広告掲載募集要項」をご確認ください。また、事業者の業種などによっては、広告を掲載できない場合がありますので、「伊賀市広告掲載要綱」および「伊賀市広告掲載基準」をご確認ください。

【問い合わせ】

課税課 ☎ 22-9614 FAX 22-9618



## 10月は3R推進月間です

Reduce リデュース・Reuse リユース・Recycle リサイクル

3R推進月間は、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直す機会とし、「ごみの発生を抑える(リデュース)」、「再使用する(リユース)」、「再生して利用する(リサイクル)」に関することに理解を深め、循環型社会形成の取り組みを進めることが目的です。

ごみの発生を抑えるには、過剰な包装を断ることや、マイバッグやマイ箸、マイカップを利用することなどが重要です。また、壊れたらすぐ捨てるのではなく、修理をして再使用することを心がけたり、

ごみを出す時に、紙・布・金属・プラスチックなどの分別に気をつけることで、再生利用を進めることができます。分別ガイドブックを確認して、分別にご協力をお願いします。

「なるべくごみを出さない」、「資源が有効に利用できる」、むだのない暮らしをめざしましょう。

【問い合わせ】

環境政策課 ☎ 20-9105 FAX 20-9107  
清掃事業課 ☎ 20-1050 FAX 20-2575

